

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 3 0 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）

医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その 4）

医療従事者の医療用物資（サージカルマスク、N95・DS2 マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド）については、国が確保したものについて、都道府県を通じて、又は国からの直送により必要な医療機関等に優先配布を行っているところです。加えて、G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム）の WEB 調査を活用して、新型コロナ感染症の検査や患者の受入れを行っている医療機関に対し、物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時を念頭に、国が都道府県とともに緊急配布（SOS）の対応を行ってきました。

今般、非滅菌手袋についても、令和 2 年 8 月 5 日から緊急配布（SOS）の対象に追加いたします。詳細は、令和 2 年 7 月 3 0 日付け「WEB 調査結果の活用マニュアル」のとおりです。

都道府県におかれましては、改めて、体制の整備等を行っていただくとともに、管内の医療関係団体及び医療機関等への周知を行い、また医療機関に対して「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について」（令和 2 年 3 月 26 日付通知健感発 0326 第 3 号、医政地発 0326 第 1 号、閣副第 325 号）における WEB 調査（以下「WEB 調査」という。）に参加を働きかけていただきますよう、お願いいたします。

なお、前回事務連絡からの主な変更点を赤字で記載します。

記

1 都道府県及び国における医療用物資の的確な配布等の対応について

- WEB 調査については、令和 2 年 6 月 26 日付け「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等についての調査項目一部変更のお知らせ（その 7）」に基づき、医療機関が閲覧する WEB 調査のトップページに、緊急要請の専用のページへのアイコンを新設し、日々、医療機関が医療用物資ごとに「緊急配布（SOS）」を要請できるようになりました。
- この「緊急配布（SOS）」の対象の医療用物資は、サージカルマスク、N95 マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋です。
- 令和 2 年 6 月 26 日付け「WEB 調査結果の活用マニュアル」に基づき、以下の①～③すべての要件を満たす医療機関について、都道府県の備蓄で対応するか、国による直送で対応をするか、より迅速かつ適切な方法を都道府県で決定していただき、緊急の支援を行っていただくようお願いいたします。なお、都道府県の備蓄で対応した場合は、国から都道府県への一斉配布の際にその分を上乗せして配布します。
 - ① 欠品等により自ら調達できない
 - ② 新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を受け入れる医療機関、または PCR・抗原検査を実施する（検体採取を含む）医療機関
 - ③ 要請する医療用物資の備蓄見通しが 1 週間以内又は 2～3 週間以内（「非滅菌手袋」については、1 週間以内）
- 医療機関等のニーズ把握、相談への対応、備蓄の確保や管理、医療機関等への配布など、都道府県において医療用物資を的確に配布するための体制を整備するようお願いします。都道府県における事務に要する費用（人件費等）に対して国で財政措置しています。
- なお、緊急配布した医療機関名及び数は、将来的に都道府県ごとに公表する可能性があります。その際には、都道府県ご担当者にご相談させていただきます。
- 非滅菌手袋について、材質（ニトリル、PVC 等）やサイズ（S、M、L）については都道府県や医療機関が選択できませんのでご理解をお願いいたします。

2 厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局による WEB 調査への協力要請について

- 令和 2 年 7 月●日付け「WEB 調査結果の活用マニュアル」のとおり、緊急対応の対象となる医療機関は WEB 調査に回答した医療機関に限られることから、

都道府県におかれては、管下の医療機関に対して WEB 調査への協力要請を行うようお願いいたします。

- 診療所が PCR・抗原検査のために検体採取を行う旨の報告があった場合には、WEB 調査について周知いただき、活用を促していただきますよう、協力をお願いいたします。WEB 調査への登録等の詳細は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和 2 年 3 月 26 日付け 健感発 0326 第 3 号、医政地発 0326 第 1 号、閣副第 325 号）をご確認ください。

担当者連絡先

マスク等物資対策班

TEL : 03(5253)1111 内線8136、8209
03-3595-3454（夜間直通）

【SOS担当】

MAIL : sos-busshi@mhlw.go.jp